

一般データ保護規則（GDPR）では欧州経済地域（EEA）域内に所在する個人データを域外に移転することを原則禁止している。日本企業がEEAから個人データを日本へ移転するにはBCR（拘束的企業準則）の策定、SCC（標準契約条項）の締結、本人の明確な同意などの保護措置を講じて適法化することが必要である。

これに対し、データ移転先の国・地域の個人データ保護の水準が欧州連合（EU）並みと判断した場合にEEA域外への移転を例外的に認める「十分性認定」という仕組みがある（現在は、アルゼンチン、イスラエル、カナダ、スイス、米国のライバシーシールドなど約10カ国・地域が十分性認定を受けている）。日本は個人情報保護委員会を通じて欧州委員会と7月17日に個人データの移転に関して2018年秋までに十分性認定

移転には高い保護水準

を発効する手続きを完了させる合意をした。（手続き完了は公表されていないが）完了すれば日本企業は円滑にEEAから個人データを移転できる枠組みができる見通しだ。

しかし、十分性認定とは十分な個人情報保護の水準が保障されていることを認定するもので、この枠組みが発動した場合でも実務的には個人情報保護をEEAから直接日本に移転する際の手続きが一部免除されるだけである。EEA域内の個人データを取得する場合には利用目的を明確に示して本人の同意を得るなど、個人データを処理することに対する義務の履行は引き続き求められる。

また、EEA域内の個人データを日本経由で外国にある第三者（グループ会社を含む）へ移転する場合には、日本の個人情報保護法にのっとった対応が必要になるので注意すべきである。（SOMPOリスクマネジメント取締役 宮崎義久）

GDPR入門 ②

域外移転する際の措置の例

▽十分な個人データ保護の保障（十分性認定）

欧州委員会がデータ移転先の国が十分なレベルの個人データ保護を保障していることを決定

▽BCRの策定

企業グループで1つの規定を策定し、データ移転元の管轄監督機関が承認

▽SCCの締結

データ移転元とデータ移転先との間で締結し、欧州委員会が承認

▽明確な本人の同意

（SOMPOリスクマネジメント作成）